

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新上五島町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
3,142	8,209	479	11,831

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	17,276	17,025	251	202	142	32,112	
診療所特別会計	27	27	0	0	5	0	
バス運行事業特別会計	73	73	0	0	65	5	
上五島海洋青少年の家事業特別会計	20	20	0	0	11	0	
一般会計等	17,261	17,009	252	202		32,117	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額・不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,502	3,500	2	2	306	-	-	
国民健康保険診療所特別会計	594	591	3	3	220	181	58	
介護保険特別会計	2,505	2,481	24	24	337	26	-	
後期高齢者医療特別会計	212	212	0	0	80	-	-	
農業共済事業特別会計	28	14	14	14	12	-	-	
老人保健特別会計	260	260	0	0	1	-	-	
簡易水道特別会計	1,137	1,132	5	5	270	4,061	2,043	法非適用企業
旅客船運航事業特別会計	81	81	0	0	44	7	4	〃
ターミナルビル特別会計	100	99	1	1	78	673	555	〃
土地造成事業特別会計	20	20	0	24	7	91	-	〃
公営企業会計等 計				73		5,039	2,660	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額・不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
長崎県病院企業団	17,436	17,659	△ 223	7,920	-	13,511	290	法適用企業
上五島病院	2,725	2,671	54	1,686	-	820	220	〃
有川病院	539	582	△ 43	229	-	109	28	〃
奈良尾病院	589	651	△ 62	24	-	155	42	〃
長崎県市町村総合事務組合	17,245	17,145	100	100	1,114	-	-	
長崎県市町村総合事務組合	17,200	17,108	92	92	1,114	-	-	
会館管理事業特別会計	45	37	8	8	0	-	-	
長崎県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,403	1,390	13	13	104	-	-	
長崎県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	160,146	158,312	1,834	467	1,185	-	-	
一部事務組合等 計						13,511	290	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体の 債券発行に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 繰入金見込額	備考
新上五島町振興公社	2	6	1	-	17	-	-	-	
五島栽培漁業振興公社	0	602	161	-	-	-	-	-	
長崎県林業公社	△ 2	61	0	-	130	-	-	167	17
地方公社・第三セクター等 計			162	-	147	-	-	167	17

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A
財政調整基金	794	1,046	252
減債基金	582	475	△ 107
その他充当可能基金	645	592	△ 53
充当可能基金計	2,021	2,113	92

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算・A	平成20年度 決算・B	差引 B-A
実質赤字比率	1.80	1.70	△ 0.10	△ 13.08	△ 20.00	簡易水道特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	2.50	2.32	△ 0.18	△ 18.08	△ 40.00	旅客船運航事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	17.2	16.6	△ 0.6	25.0	35.0	ターミナルビル特別会計	-	-	-
将来負担比率	185.3	158.6	△ 26.7	350.0		土地造成事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.29	0.29	0.0						
経常収支比率	94.7	95.9	1.2						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。